

カラー写真の処理について（例規）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、カラーフィルムにより撮影された現場写真（以下「カラー写真」という。）の処理（カラーフィルムの現像及び印画をいう。以下同じ。）の適正化及び効率化を図るため、みだしのことについて下記のように定め、平成7年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、カラー写真集中処理業務の試験的实施について（平成5.9.6：5京鑑第1312号）の一般通達は、廃止する。

記

1 カラー写真の処理

カラー写真の処理は、警察本部（サイバー対策本部を含む。）の犯罪捜査を担当する所属及び警察署（以下「委託所属」という。）の長の委託に基づき、鑑識課長が行う。

2 処理の対象

処理の対象は、京都府現場写真の作成及び現場写真記録の取扱に関する規程（昭和32年京都府警察本部訓令第1号）に規定する現場写真（手配写真を含む。以下同じ。）のうち次のものとする。

(1) カラーフィルムの現像

(2) カラーフィルムの全面引き伸ばしによる手札判の印画

3 委託等の手続

(1) 委託所属の長は、カラー写真の処理を委託するときは、カラー写真処理委託書（別記様式第1）に現場写真が撮影されたフィルムを添えて鑑識課長に送付するものとする。

(2) 鑑識課長は、フィルムの送付を受けたときは、処理した上、現像したフィルム及び印画を委託所属の長に送付するものとする。

4 カラー写真取扱簿等の作成

委託所属の長はカラー写真取扱簿（別記様式第2）を、鑑識課長はカラー写真処理簿（別記様式第3）をそれぞれ作成し、カラー写真の委託、処理等の状況を明らかにしておくものとする。

5 細部事項

この例規通達に定めるもののほか、カラー写真の処理に関する細部事項は、刑事部長が定める。

別記様式第 1

カラー写真処理委託書 年 月 日 鑑識課長 殿 (所属長) 次のとおりカラー写真の処理を委託します。										
委託番号	第	号	取扱者	係	氏名	警電				
事件名	事件 (生活安全・刑事・交通・その他)									
写真内容	現	検	解	証	面	(手	((そ
	場	視	剖	品	割)	配))	の
										他
作業区分	フィルム現像のみ・印画のみ・現像印画 印画数 各 枚									
未現像フィルム	36枚撮り()本・24枚撮り()本・12枚撮り()本・その他()本									
現像済フィルム	36枚撮り()本・24枚撮り()本・12枚撮り()本・その他()本									
備考										
受理	番号			仕上	枚数	枚	交付	送付・手交		担当者
	月日	月	日		月日	月		日	月	

カラー写真送付書 年 月 日 (取扱者) 殿 鑑識課長 先に委託のあったカラー写真の処理を完了したので、次のとおり送付します。				
委託番号	受理番号	写真枚数	フィルム本数	担当者
		枚	本	
備考				

- 注 1 カラー写真処理委託書及びカラー写真送付書は、委託ごとに作成すること。
- 2 委託所属は、太枠内のみ記入すること。
- 3 不動文字のうち該当するものを○で囲むこと。
- 4 委託番号は、委託所属ごとに年間を通じての一連番号を記入すること。

別記様式第2

カラー写真取扱簿

年(所属名)

委託番号	委託 月日	事 件 名			現像依頼 フィルム 本数	印画依頼 枚数	受 理		担当係への交付		備 考
		撮 影 月 日	担 当 係	撮 影 者 氏 名			月 日	本(枚)数	月 日	受領者印	
					12・24・36・他						
					12・24・36・他						
					12・24・36・他						
					12・24・36・他						

別記様式第3

カラー写真処理簿

年 鑑 識 課

受理番号	受 理 月 日	委託番号	委 託			フィルム 本 数	印画枚数	処 理		交 付			
			所 属	係 名	氏 名			月 日	担当者	月 日	方 法	担当者	
											通 送	手 交	
											通 送	手 交	
											通 送	手 交	
											通 送	手 交	
											通 送	手 交	